

総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（仮称）の概要

1. 背景

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律（平成5年法律第80号）（以下「民間海外援助法」という。）第2条第1項において、国は、民間海外援助団体が行う民間海外援助事業が開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための事業と認めるとき、国の所有に属する物品を譲与することができるとされ、第3条において物品の譲与を受けた民間海外援助団体は、当該物品に係る事業の実施に関して各省各庁の長の定めるところにより報告することと定められているところ。

これを踏まえて、総務省においても民間海外援助法が活用可能となるよう、総務省令においてこれらの事項を定めることとする。

2. 概要

民間海外援助法第3条に基づき、以下について総務省令で定めることとする。

（1）物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告（第1条）

使用状況報告書（民間海外援助事業の概要、譲与を受けた物品の概要、事業における物品の供用の状況等）

（2）物品の使用廃止の報告（第2条）

使用廃止報告書（譲与を受けた物品の概要、物品の使用廃止日及び理由等）

3. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 法令審査：令和6年6月12日～
- ・ 意見公募：令和6年6月27日～（35日間）
- ・ 施行期日：公布日（令和6年9月上旬）